

## アフリカ豚コレラの防疫および豚肉製品の品質・安全性の管理に係る特別措置の通知

2018年12月13日発出

農業農村部 URL : [http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201812/t20181218\\_6165133.htm](http://www.moa.gov.cn/govpublic/SYJ/201812/t20181218_6165133.htm)

ポイント：指定外の屠畜場や飼養者個人による屠畜を禁止し、豚肉の流通ルートを管理可能とすることによって、アフリカ豚コレラの撲滅と食品安全性の確保を目指す。

省、自治区、直轄市、公安、市場監督局、新疆生産建設隊農業局各位：

(以下、摘要・仮訳)

有効にアフリカ豚コレラを防ぐため、国務院は、アフリカ豚コレラ発生省およびそれに隣接する省における省を跨ぐ輸送を禁止している。昨今、一部地域で自家屠畜が行われ、肉に水やその他の物質を注入する違法行為が蔓延っており、豚の屠畜秩序を著しく乱し、人民の健康を脅かしている。農業農村部、公安部、市場監視・管理局は2018年12月から2019年5月まで、全国で自家屠畜を一掃すべく以下の通知を発出する。

### (1) 豚の違法屠畜を徹底的に是正する

自家屠畜や水の注入が行われている地点を取り締まり、それに使用される道具を没収するとともに、自家屠畜をする者もしくはそのための場所を提供した者を法に基づき厳罰に処す。

### (2) 指定屠畜場の厳格な検査

指定屠畜場が賃貸される、もしくは、指定屠畜場証書が転売された場合は、その屠畜場について指定を取り消す。指定屠畜場証書を不正使用あるいは偽造した者および指定を取り消されたにもかかわらず屠畜を継続した者は法に基づき処罰される。

### (3) 屠畜におけるアフリカ豚コレラのリスクコントロールの強化

屠畜場の立入検査にあたっては、事実に基づき豚の搬入元が記録されているか、検査証明が事実・有効であるか、屠畜・加工された豚は疫区から搬入されたものでないか等を重点とする。また、豚の通過する動線や運搬車両が適切に洗浄・消毒されているか調査する。

### (4) 屠畜行為を厳格に管理する

屠畜業者は、各従事者の詳細、豚の搬入元・数・検査証明番号・耳標番号をファイルで2年以上保存しなければならない。

### (5) 生産者・運営者を監督し製品の流通を厳格に管理する

市場に供給される豚肉製品は指定屠畜場で処理され、かつ動物検査合格証明と品質試験合格証明を備えたものでなければならない。搬入元が不明、検査を経していない、もしくは検査で不合格となった豚肉の買い付け、加工、販売を厳格に禁じる。